

| 管理コード | 具体的事業を提案するために必要な措置 (事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 制度の所管 関係官庁 |
|--------|--|---------------------------------|---|---|---|---|-------|-------|---|----------------------------|-----------|-----------|---|----------------------------|--------|------------|-----------|-----------|---|----------|---|--------------|
| 010080 | セグウェイの自転車専用道路の利用について | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第17条第1項、第17条 | 道路交通法第17条第1項の規定により、自転車は専用道路を走行することが原則である。また、同条第3項の規定により、二輪又は三輪以外の自転車(自転車以外の二輪又は三輪の車両を走行しているものを除く)以外の車両は、専用道路を走行してはならないこととされている。 | 独特な仕様から現状の道路交通法では、そのほか一般的な自転車と同様の走行速度であることから、走行性能が通行する部分と道路の分離を可能にする専用道路の整備が望ましいと見られる。また、自転車専用道路において、利用が認められるべき二輪又は三輪以外の車両を走行してはならないこととされている。 | セグウェイは最高速度で20km/h以下、かつ一般的な自転車と同様の走行速度であることから、走行性能が通行する部分と道路の分離を可能にする専用道路の整備が望ましいと見られる。また、自転車専用道路において、利用が認められるべき二輪又は三輪以外の車両を走行してはならないこととされている。 | 提案理由 セグウェイは最高速度で20km/h以下、かつ一般的な自転車と同様の走行速度であることから、走行性能が通行する部分と道路の分離を可能にする専用道路の整備が望ましいと見られる。また、自転車専用道路において、利用が認められるべき二輪又は三輪以外の車両を走行してはならないこととされている。 | C | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、セグウェイは最高速度で20km/h以下、かつ一般的な自転車と同様の走行速度であることから、走行性能が通行する部分と道路の分離を可能にする専用道路の整備が望ましいと見られる。また、自転車専用道路において、利用が認められるべき二輪又は三輪以外の車両を走行してはならないこととされている。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、セグウェイは最高速度で20km/h以下、かつ一般的な自転車と同様の走行速度であることから、走行性能が通行する部分と道路の分離を可能にする専用道路の整備が望ましいと見られる。また、自転車専用道路において、利用が認められるべき二輪又は三輪以外の車両を走行してはならないこととされている。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、セグウェイは最高速度で20km/h以下、かつ一般的な自転車と同様の走行速度であることから、走行性能が通行する部分と道路の分離を可能にする専用道路の整備が望ましいと見られる。また、自転車専用道路において、利用が認められるべき二輪又は三輪以外の車両を走行してはならないこととされている。 | 1171070 | 1stSegwayJP | 警察庁 国土交通省 |
| 010090 | 2種運転免許制度の要件緩和 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第66条第1項等 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第66条第1項等 | 自動車運転免許取得に際しては、運転免許の取得に必要とされる要件を緩和することにより、運転免許の取得が容易になると見られる。また、運転免許の取得が容易になると見られる。 | 自動車運転免許取得に際しては、運転免許の取得に必要とされる要件を緩和することにより、運転免許の取得が容易になると見られる。また、運転免許の取得が容易になると見られる。 | 提案理由 自動車運転免許取得に際しては、運転免許の取得に必要とされる要件を緩和することにより、運転免許の取得が容易になると見られる。また、運転免許の取得が容易になると見られる。 | C | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、運転免許の取得に必要とされる要件を緩和することにより、運転免許の取得が容易になると見られる。また、運転免許の取得が容易になると見られる。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、運転免許の取得に必要とされる要件を緩和することにより、運転免許の取得が容易になると見られる。また、運転免許の取得が容易になると見られる。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、運転免許の取得に必要とされる要件を緩和することにより、運転免許の取得が容易になると見られる。また、運転免許の取得が容易になると見られる。 | 1032010 | 個人 | 警察庁 |
| 010100 | 公共交通機関未整備(道)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転免許の発行 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の1 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の1 | 公共交通機関未整備(道)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転免許の発行 | 公共交通機関未整備(道)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転免許の発行 | 提案理由 公共交通機関未整備(道)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転免許の発行 | D | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、公共交通機関未整備(道)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転免許の発行 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、公共交通機関未整備(道)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転免許の発行 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、公共交通機関未整備(道)地域における高校生(中学卒業以上)の地域内限定自動車運転免許の発行 | 1109050 | 学校法人国際総合学園、国際ホテル・ブライダル専門学校、社団法人日本ニュービジュアル協議会連合会 | 警察庁 |
| 010110 | 「自由気ままに北海道」台湾国際免許証(北海道エリア内限定)中国(台湾)向け国際運転免許の発行 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の2 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の2 | 「自由気ままに北海道」台湾国際免許証(北海道エリア内限定)中国(台湾)向け国際運転免許の発行 | 「自由気ままに北海道」台湾国際免許証(北海道エリア内限定)中国(台湾)向け国際運転免許の発行 | 提案理由 「自由気ままに北海道」台湾国際免許証(北海道エリア内限定)中国(台湾)向け国際運転免許の発行 | C | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、「自由気ままに北海道」台湾国際免許証(北海道エリア内限定)中国(台湾)向け国際運転免許の発行 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、「自由気ままに北海道」台湾国際免許証(北海道エリア内限定)中国(台湾)向け国際運転免許の発行 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、「自由気ままに北海道」台湾国際免許証(北海道エリア内限定)中国(台湾)向け国際運転免許の発行 | 1115010 | Windcar株式会社 | 警察庁 外務省 |
| 010120 | バス停標識に追加する広告物の緩和 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | バス停標識に追加する広告物の緩和 | バス停標識に追加する広告物の緩和 | 提案理由 バス停標識に追加する広告物の緩和 | D | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停標識に追加する広告物の緩和 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停標識に追加する広告物の緩和 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停標識に追加する広告物の緩和 | 1034020 | 盛岡市 | 警察庁 国土交通省 |
| 010130 | バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可 | バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可 | 提案理由 バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可 | D | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停上屋に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可 | 1034030 | 盛岡市 | 警察庁 国土交通省 |
| 010140 | バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の追加許可 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の追加許可 | バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の追加許可 | 提案理由 バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の追加許可 | D | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の追加許可 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の追加許可 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、バス停留所に設置されている既存上屋に対する広告物の追加許可 | 1034040 | 盛岡市 | 警察庁 国土交通省 |
| 010150 | オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 | オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化 | オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化 | 提案理由 オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化 | D | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化 | 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 | | | | | 「提案の内容」欄に記載されているとおり、オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化 | 1085010 | 個人 | 警察庁 国土交通省 |

| 管理コード | 具体的事業を実施するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 制度の所管官庁 | |
|--------|--------------------------------|------------------------|---|--|---|--|-------|-------|-----------------|-------|-----------|-----------|-----------|--------------------|--------|------------|-----------|-----------|---------------------|----------|-------------------------------------|--------------------------|---------------|
| 010100 | ストリートミュージアムのライセンス制度 | 道路交通法(昭和35年法律105号)第77条 | 道路において既に行われてきた、又はローケーションする等一般交通に強い影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を通行する行為又は道路に入場する行為は、道路の通行に支障を及ぼすおそれがある行為であるとして、一定の審査を通過したパフォーマーにより、道路における活動の停止、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められた行為をしようとする者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。 | 現在、公共の場におけるパフォーマー活動は、道路法に規定された通行の形態若しくは方法により道路を通行する行為又は道路に入場する行為は、道路の通行に支障を及ぼすおそれがある行為であるとして、一定の審査を通過したパフォーマーにより、道路における活動の停止、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められた行為をしようとする者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。 | オーケストラなどで審査し、審査通過アーティストにはライセンスを交付し、一定の審査を通過したパフォーマーにより、道路における活動の停止、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められた行為をしようとする者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。 | 「音楽産業都市」の形成に向け、道路使用や騒音を含む各種イベント等において、地域住民や道路利用者等の利益を確保しつつ、アーティストの活動の促進を図る。また、ライセンスによりアーティストの活動が円滑に行われるよう、一定の審査を通過したパフォーマーにより、道路における活動の停止、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められた行為をしようとする者は、所轄警察官に申請を提出し、道路使用許可を受けなければならない。 | D | | | | | | | | | | | | | 1109140 | 株式会社アイシー・オーブ・モーション・スタジオ・日本ユニバーサル協議会 | 警察庁 文部科学省 | |
| 010170 | 香港地上陸許可の要件緩和 | | | 現在行方不明となっている観光客は、香港地上陸許可の要件緩和により、観光客が安心して香港を訪れることができる。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。 | 現在行方不明となっている観光客は、香港地上陸許可の要件緩和により、観光客が安心して香港を訪れることができる。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。 | 現在行方不明となっている観光客は、香港地上陸許可の要件緩和により、観光客が安心して香港を訪れることができる。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。また、観光客の増加により、香港の観光産業が活性化し、香港の経済が成長する。 | C | | | | | | | | | | | | | | 101810 | 沖縄県 観光庁 警察庁 法務省 | 警察庁 法務省 |
| 010180 | 北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置 | | | 北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置により、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。また、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。また、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。 | 北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置により、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。また、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。また、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。 | 北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置により、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。また、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。また、農業分野の外国人研修生及び技能実習生の受け入れが促進される。 | D | | | | | | | | | | | | | | 102710 | 北武グループ | 警察庁 法務省 厚生労働省 |
| 010190 | 留学生アルバイト時間の廃止 | | | 現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。 | 現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。 | 現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。 | C | | | | | | | | | | | | | | 105710 | 宇都宮駅前株式会社 | 警察庁 法務省 |
| 010190 | 留学生のアルバイト労働時間の制限緩和 | | | 現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を緩和し、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。 | 現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を緩和し、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。 | 現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を緩和し、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。また、留学生の労働時間を自由に設定できるようにする。 | C | | | | | | | | | | | | | | 200310 | 株式会社日本ユニバーサル協議会 | 警察庁 法務省 |
| 010200 | 在留外国人の介護施設への就業資格取得後の就業制限緩和 | | | 在留外国人の介護施設への就業資格取得後の就業制限緩和により、在留外国人の介護施設への就業が促進される。また、在留外国人の介護施設への就業が促進される。また、在留外国人の介護施設への就業が促進される。 | 在留外国人の介護施設への就業資格取得後の就業制限緩和により、在留外国人の介護施設への就業が促進される。また、在留外国人の介護施設への就業が促進される。また、在留外国人の介護施設への就業が促進される。 | 在留外国人の介護施設への就業資格取得後の就業制限緩和により、在留外国人の介護施設への就業が促進される。また、在留外国人の介護施設への就業が促進される。また、在留外国人の介護施設への就業が促進される。 | C | | | | | | | | | | | | | | 106310 | 株式会社日本ユニバーサル協議会 | 警察庁 法務省 |
| 010210 | 外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする | | | 外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。また、外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。また、外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。 | 外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。また、外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。また、外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。 | 外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。また、外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。また、外国人介護施設を創設し、資格取得を可能とする。 | C | | | | | | | | | | | | | | 107613 | ウェルコン株式会社 | 警察庁 厚生労働省 |
| 010220 | 外国人労働者の雇用促進の措置 | | | 外国人労働者の雇用促進の措置により、外国人労働者の雇用が促進される。また、外国人労働者の雇用が促進される。また、外国人労働者の雇用が促進される。 | 外国人労働者の雇用促進の措置により、外国人労働者の雇用が促進される。また、外国人労働者の雇用が促進される。また、外国人労働者の雇用が促進される。 | 外国人労働者の雇用促進の措置により、外国人労働者の雇用が促進される。また、外国人労働者の雇用が促進される。また、外国人労働者の雇用が促進される。 | C | | | | | | | | | | | | | | 1109150 | 株式会社光栄工業 株式会社日本ユニバーサル協議会 | 警察庁 法務省 厚生労働省 |

